

令和7年第3回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年3月10日 午前10時00分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和7年第3回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 5番 | 中濱 | 佳久 |
| 6番 | 橋本 | 高明 |
| 7番 | 森 | 恒仁 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 11番 | 木村 | 二郎 |
| 12番 | 市木 | 和雄 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 14番 | 井狩 | 憲一 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

欠席委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 15番 | 辻 | 美智子 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	専門員	遠藤 総一郎
	主 査	牧 利昌（兼務）
農林水産課	主 査	牧 利昌
	主 事	亀井 茜里

議長

それでは、只今から、令和7年第3回農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 24 名 であります。
欠席は 15 番 辻 委員、22番 石塚 委員 であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

16 番 島村 委員、17 番 清水 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第7号から議第11号の5議案を順次上程します。

先ず、議第7号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「議第7号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は4件でございます。議案書の2ページをお願いいたします。

まず1件目、資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

八夫 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 101 m² もう1筆、八夫 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 1,065 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●● 氏は、●●●にお住まいで、平成31年に相続により申請地を取得されましたが、農地の管理等の負担を軽減したいとのことから、申請地の近くに居住するご親戚の譲受人(ゆずりうけにん)に話を持ち掛けられ、今般、譲渡を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、譲渡人(ゆずりわたしにん)から本件土地の贈与の相談を受け、自宅からの通作や面積、管理面からも問題なく、家族の支援により営農できると判断され受贈について承諾され、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

北比江 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 282 m²、もう1筆●●●、登記地目・現況地目ともに田 面積 1,415 m²について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、売買による所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、2筆ともに平成22年と令和5年に相続により取得され、畑については保全管理の状態で、田も賃貸借契約の終期を迎え、農業を担ってもらえる方を探しておられました。

一方、譲受人の●●●は、このあとの議第9号にて提案させていただきますが、専用住宅を建てられ、申請地の隣地に居を構え、農業を生業(なりわい)にしていきたいとのことで、合意され、申請に至っています。

別紙Aの3ページと4ページの調査表をご覧ください。

3ページに譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏 に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページになります。

比留田 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 131 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●● 氏は、令和6年に相続により申請地を取得されましたが、自身での耕作は予定していないことから、隣接地を所有されている譲受人(ゆずりうけにん)に相談され、今般、譲渡されるものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、譲渡人(ゆずりわたしにん)から本件土地の相談を受け、申請地は父の所有する農業倉庫の隣接地であり、自宅からも近く、問題なく営農できることから、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に4件目、資料は別紙Aの7ページから8ページになります。

南櫻 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 8,013 m² もう1筆、南櫻 ●●● ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,267 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●● 氏は、平成28年に相続により持ち分の全部を取得し、申請地を取得されましたが、高齢となられたことから、今般、譲渡れるものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、生産性の向上を図りつつ、営農規模を拡大していきたい意向から、今回の申請に至っています。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 8 番 田中 委員お願いします。

田中委員

8 番 田中です。

八夫 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●●さんは、●●●にお住まいで、相続により申請地の農地を所有されていましたが、申請地近くの、親戚である●●●さんに、贈与の相談を持ち掛けられたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●さんについては、譲渡人(ゆずりわたしにん)からの申し出を受ける形で、申請地も自宅から近く、面積的にも問題ないとのことから、話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、第 6 番 橋本 委員 委員お願いします。

橋本委員

橋本です。

北比江の案件についてご説明いたします。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●●さんは、2筆ともに相続により取得され、畑については保全管理の状態で、田も賃貸借契約の終期を迎え、農業を担ってもらえる方を探しておられました。

その中で、譲受人の●●●さんと話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、第 24 番 廣瀬 委員 委員お願いします。

廣瀬委員

24 番 廣瀬です。

乙窪 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局と橋本委員から説明があったとおり、譲渡人(ゆずりわたしにん)の

●●●さんは、相続により申請農地を取得されたもので、今般、譲受人(ゆずりうけに

ん)の●●●さんとの間で、北比江の畑と道を挟んで、乙窪地先となります田についても、話がまとまり、一括して今回の申請に至っております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、第 2 番 針本 委員お願いします。

針本委員

2番 針本です。

比留田 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、相続により申請地の農地を所有されていましたが、今後耕作する予定はなく、隣接地を所有している●●●さんに、話を持ち掛けられたものです。一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●さんについても、申請地の隣地に農業倉庫があること、また自宅からも近く、今回、両者の合意ができたことから、申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、第 20 番 青木 委員お願いします。

青木委員

20番 青木です。

南櫻 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、相続により申請地の農地を所有されていましたが、高齢化などにより、申請地の譲渡を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●さんについても、かねてから営農規模を拡大していく意向があり、話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

中濱委員

南櫻の案件について、資料 A の 8 ページの白抜きの部分は何を示すのか。

事務局

農業用施設用地です。

青木委員

地番の異なる土地です。

議長

他にご質疑はございませんか。

米澤委員

資料 A の 3 ページについて、譲受人は遠方にお住まいだが農作業常時従事要件を満たしているのか。

事務局

譲受人は農地を所有されていませんが、畑の手伝いを 7 年間されています。

議長

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 7 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 7 号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第 7 号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は 1 件です。議案書の 3 ページをご覧ください。資料は別紙 A の 9 ページから 11

ページとなります。

須原 ●●●、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積 175 m²、について、申請人 ●●● 氏から、農業用資材置場の転用申請があったものです。

申請人の●●●氏は平成26年に相続により、申請地を取得されましたが、申請地は昭和56年頃に、先代の父、●●●氏が造成され、農業用資材置場及び農小屋を築造し、現在に至っています。調査の結果、過去に農地転用の手続きがされていないことが判明し、登記上農地、田のままとなっており、今回申請されたものです。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、位置図、隣地関係図、土地利用計画図及び縦横断図、別紙Aの10ページ～11ページをご覧ください。

申請地は砕石仕上げで、それぞれの隣地境界にはCBブロックやU字溝が敷設されています。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用の許可を得ず農業用資材置場に農地転用したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第10番 北浦 委員お願いします。

北浦委員

10番 北浦です。

須原 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請人の●●●さんは、申請地の農地を相続されていましたが、先代の父の●●●さんの時代に造成され、資材置き場にされたように伺っています。

今回、自らの資産を整理される中で、是正指導として顛末案件として申請に至っています。

皆様のご理解とよろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第8号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第8号は許可することに決定いたしました。

次に、議第9号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議第9号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は4件です。議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの12ページから28ページとなります。

まず1件目、北比江 ●●●、登記地目、現況地目：ともに畑、面積 295㎡について、譲渡人 ●●●氏と譲受人 ●●●氏の間で、専用住宅の建築のため、売買による所有権移転申請があったものです。

譲受人の ●●●氏は、●●●にお住まいで、居住スペースが狭く、また申請地は、前面道路の交通量も少なく、自然に囲まれた閑静な土地であることから、今回、専用住宅を建築されるものです。

譲渡人 ●●●氏は、申請地を保全管理されている状態で、耕作者を探しておられたところで、売買が成立し、今回の申請に至ったものです。

別紙Aの12ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

また、隣地との境界にはCBブロックを敷設し、雨水は集水枿から前面道路側溝に放流される予定で、周囲に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

なお、今回の専用住宅建築について、隣地耕作者の方に承諾を得ておられます。

次に2件目、比留田 ●●●、登記地目：田、現況地目：畑、面積 77 m²について、譲渡人 ●●● 氏 と 譲受人 ●●● 氏のあいだで、農業用倉庫敷地拡張のため、売買による所有権移転申請があったものです。

申請地について、譲渡人の ●●●氏は、自身で耕作等の予定はなく、譲受人 ●●●氏に相談を持ち掛けられたものです。申請地は譲受人の農業用倉庫の隣接地で、農業用資材の積み下ろし、荷下ろし等の作業スペースとしての利用を計画され、売買が成立し、今回の申請に至ったものです。

別紙Aの17ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

また、申請地は土のまま、転圧のみの仕上げで、雨水は自然浸透で、周囲に支障を及ぼすことはないものと判断します。

次に3件目、三上 ●●●、登記地目：田、現況地目：田、面積 852 m²

三上 ●●●、登記地目：田、現況地目：田、面積 710 m²について、譲渡人 ●●● 氏 と 譲受人 ●●● とのあいだで、屋外駐車場のため、売買による所有権移転申請があったものです。

現在、●●●が●●●所有する屋外駐車場が満車となることが多く、●●●迷惑をかけている状況があり、●●●の樹木を伐採することはできないことから、申請地での駐車場計画となったものです。普通自動車32台、大型観光バス4台を計画されています。

別紙Aの21ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

また、申請地は単粒度砕石舗装仕上げで、雨水は浸透で、L型擁壁とCBブロックを敷設され、周囲の営農に支障を及ぼすことはないものと判断します。

なお、今回の屋外駐車場に係る農地転用について、隣地耕作者の方に承諾を得ておられます。

最後に4件目、中北 ●●●、登記地目：田、現況地目：宅地、面積 32 m²について、譲渡人 ●●● 氏 と 譲受人 ●●● 氏との間で、宅地への進入路のた

め、売買による所有権移転申請があったものです。

自宅への進入路が狭く難儀していたところ。令和2年に当時の所有者であった今回の譲渡し人の父●●●氏より農地の一部を譲渡頂ける話があり、進入路として利用されていました。

そののち、譲り渡し人のお宅で、相続が発生し、今回、申請地についての権利関係を明確に、正確にしておくために申請されたものです。

別紙Aの21ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

また、申請地は砕石仕上げで、雨水は自然浸透で、見切り境界ブロックとCBブロックを敷設され、周囲へ影響を及ぼすことはないものと判断します。

なお、今般の手続きにあたり、申請人から、農地転用の許可を得ず宅地への進入路に農地転用したことについての謝罪と今後農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第6番 橋本 委員お願いします。

橋本委員

橋本です。

北比江の案件についてご説明いたします。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、2筆ともに相続により取得され、畑については保全管理の状態で、田も賃貸借契約の終期を迎え、農業を担ってもらえる方を探しておられました。●●●氏は、●●●にお住まいで、居住スペースが狭く、また申請地は、前面道路の交通量も少なく、自然に囲まれた閑静な土地であることから、今回、専用住宅を建築されるものです。

お二人の間で話がまとまり、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

次に、第 2 番 針本 委員お願いします。

針本委員

2番 針本です。 比留田 の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりです。

申請地は、議第7号で議決いただきました農地の隣接地で、譲り受け人の●●●さんは、今回、譲り渡し人の●●●さんから農地を取得し、現在ある農業用倉庫と一体的な敷地として利用するため、転用しようとされるものです。

以上、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

次に、第 12 番 市木 委員お願いします。

市木委員

市木です。

三上の案件についてご説明いたします。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、駐車場の拡大を計画され、話がまとまったものです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

次に、第 17 番 清水 委員お願いします。

清水委員

清水です。

中北の案件についてご説明いたします。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、自宅への進入路が狭いため、当該土地を借りて進入路として利用されてきました。

譲渡人で相続が発生したことを機に、今回、申請地についての権利関係を明確にしておくために申請されたものです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

中濱委員

北比江の案件について、「この箇所にU字溝を入れて」などの指示はできないのか。

事務局

公共の水路に支障が出るなどの理由があれば、開発担当部局が指導します。

中濱委員

比留田の案件について、資料Aの6ページと19ページの位置図の地形の図示が重複している。どちらが正しいのか。

事務局

後者です。公図および現地を確認済みです。

議長

他にご質疑はございませんか。

中濱委員

三上の案件について、進入路のコンクリート部分はすべて●●●の土地か。
また、当該部分の白抜き部分である水路の間はだれの土地か。

事務局

前者はそのとおりであり、後者は公共用地です。

議長

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第9号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。(挙手多数と認めます。)

よって議第9号は許可することに決定いたしました。

続きまして、

議第10号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につき

ましては、退席をして進めることとなります。

つきましては、第7番 森委員、第12番 市木委員、第17番 清水委員、第18番山本委員、第23番 小森委員、第25番 山田委員及び 第26番本職 の7名の退席となります。

これに伴い、この案件の議事の進行は、第8番 田中職務代理者をお願い致します。

田中職務代理者

それでは、野洲市農業委員会総会会議規則第6条第2項の規定により、職務代理者の私が議長の職務を行います。

まず、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。資料は別紙Bになります。

「議第10号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。

本委員会が確認すべき事項は、まず、①全ての農地を効率的に利用できているかどうかという、全部効率要件。次に、②年間150日以上農作業に従事しているかどうかという、農作業常時従事要件。最後に、③地域の農業において、適切な役割分担の下に農業を行うことができるかどうかという、地域調和要件の3要件のみになっています。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの1ページをご覧ください。

中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、
合計 80 筆 160,986.17 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

田中職務代理者

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

北中委員

地域計画について、中間管理事業に係る同意書の運用はいつからか。農業組合長に説明したか。

農林水産課

令和7年4月1日開始です。地域計画や4月以降の運用について、令和7年2月の農業組合長会議で説明しました。

田中職務代理者

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第10号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて
賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、議第10号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた、森委員、市木委員、清水委員、山本委員、小森委員、山田委員、立入委員 に報告いたします。

只今議題になっております、議第10号は議案のとおり決定いたしました。

それでは、議事進行を立入会長と交代いたします。

議長

それでは次に、議第11号 野洲市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局からの説明の前に、先ず、清水運営委員長より報告をお願いいたします。

清水運営委員長

それでは、先月2月総会終了後、運営委員会を開催し、会長と職務代理の出席のもと、委員全員出席の中で、「野洲市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正」につ

いて、審議いたしました。

詳細については、この後、事務局から説明があると思いますが、この規則は、地方自治法に基づき、市長の権限に属する事務を農業委員会に委任することについて定めているもので、今回、違反転用に対する措置の強化が国から示され、具体的には、違反転用に対する措置命令に従わない場合、「違反情報の公表」を本規則に追加しようとするものです。

審議の結果、本改正につきましては、全委員賛同のもと、本総会に諮ることとなりましたので、ご報告いたします。

宜しくお願い致します。

議長

次に、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の6ページ～7ページをお願いいたします。

「議第11号 野洲市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」を担当の牧主査より説明いたさせます。

それでは、ご説明いたします。

概要につきましては、ただいま清水運営委員長より報告していただいたとおりです。

違反転用に対する措置を強化するため、令和7年4月1日を施行期日として、「違反情報の公表」という措置を追加する農地法等の一部改正が行われます。

この改正に合わせて、当該文言を追加するとともに、項番号のズレなどの修正をするものです。

「違反情報の公表」とは、違反転用を是正する措置—例えば原状回復命令—に違反転用者が従わなかった場合に、その旨、その土地の地番、その措置命令を受けた者の氏名を公表する、という措置です。

規則改正をする部分は、議案書の7ページの赤字部分です。

表の左側が改正前、右側が改正後 です。

最後に補足説明です。

この規則の第2条第1号～11号の概要について、順に説明をさせていただきます。

まず、6ページをご覧ください。

表の第2条において、農業委員会に委任する事務は、次に掲げる事務と規定されてい

ます。

(1) で 農地の転用の許可

(2) (3) で 国や県が農地転用する際の協議

(4) (5) で 転用のための権利移動の許可等

7ページに参りまして、

(6) (7) で 賃貸借の解約等の許可等

(8) (9) (10) で立入調査の実施とこれにより損失が発生した場合の相手方への補償

(11) で滋賀県農地中間管理機構への土地の状況等に関する報告の請求という構成になっています。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第11号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第11号は、許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙A-29ページになります。

案件は1件です。

小篠原 ●●●、登記地目、現況地目 ともに 田、面積 361 m²、届出人 ●●●氏 と ●●●氏で自己用住宅の建築のため、農地転用の届出があったもの

です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

報告が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 11:05